

大府医発第 36 号  
(総務課企画室)  
令和 7 年 4 月 16 日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長  
加 納 康 至  
(公印省略)

### 経済構造実態調査の実施へのご協力方お願い

平素は本会事業の推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 6 月に全国の全ての産業における事業所・企業を対象とした「経済構造実態調査」が実施されます。

経済構造実態調査は、主要産業の構造とその変化について、毎年よりの確な実態を把握することを目的とした統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

それぞれ具体的な調査事務は、国が調査を委託した民間事業者がとり行なっておりますが、今般、日本医師会より別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、このたびの調査実施に際し、会員各位のご協力が得られますよう貴職のご高配をお願い申し上げます。

また、調査内容詳細の問い合わせ等は総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当 (TEL:03-5273-1165) までお願いいたします。

### 記

経済構造実態調査ホームページ : <https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室  
T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267

日医発第 55 号 (情シ)

令和 7 年 4 月 4 日

都道府県医師会会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

### 経済構造実態調査の事前周知について

日頃より、大変お世話になっております。

この度、総務省・経済産業省では、令和 7 年 6 月に我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を実施いたします。

この調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき実施する国の重要な統計調査（基幹統計調査）であり、報告の義務があります。ご回答いただいた調査内容は統計法に基づき厳重に保護されます。

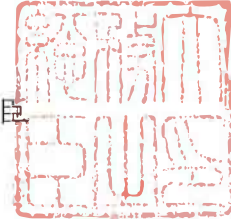
調査をお願いする貴会会員の皆さまには、国が調査を委託した事業者から、調査票などの調査書類を、5 月から順次郵送いたしますので、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。

つきましては、貴会におかれまして、本調査実施に際してはご協力いただき、ホームページや機関誌での掲載を通じましてご周知いただきたくお願い申し上げます。

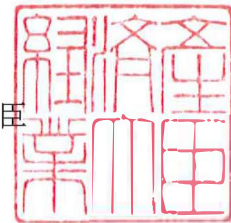
総統経第23号  
20250304統第1号  
令和7年3月28日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

総務大臣



経済産業大臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。  
総務省・経済産業省では、我が国の全ての産業における企業・事業所や団体を対象とした「経済構造実態調査」を2025年6月に実施します。

「経済構造実態調査」は、全ての産業における付加価値等の構造とその変化を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、国民経済計算（年次推計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効果的な行政施策の立案、実施のための基礎資料、企業経営の参考資料などに広く利活用されています。

「経済構造実態調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について貴団体に属する企業等の皆様へ広く周知いただきたく、統計法第30条第1項に基づき、別紙について協力を依頼いたします。

安心まるわかり! \ みんなの \

# 経済構造 実態調査

基幹統計調査



- ✓ 全ての産業の法人企業が対象になります。
- ✓ インターネットでご回答をお願いします。

経済構造実態調査へのご理解・ご回答をお願いします。



# 経済構造 実態調査

…ってなんですか？

総務省・経済産業省が毎年実施する  
統計調査です

※経済センサス-活動調査の実施年を除く

## 調査の概要

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算（GDP統計）の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握するための調査です。

## 調査の目的

- 国民経済計算（GDP統計）の精度向上
- より正確な景気判断や経済構造の把握に基づく効果的な行政施策の立案
- 企業の経営判断 など



## 調査の対象

- 1 各産業の売上高の上位8割の範囲に含まれる法人企業（産業横断調査）
- 2 製造業の売上高の上位9割の範囲に含まれる法人事業所（製造業事業所調査）



## 調査の法的根拠

# 統計法(平成19年法律第53号)に基づく 基幹統計調査として実施します。



### 報告義務及び守秘義務

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、  
また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には  
調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しており、  
これらに反したときには罰則が定められています。

なお、ご回答いただいた内容を統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することはありませんので、  
安心してご回答ください。



## 調査事項

### 1 産業横断調査

- 経営組織
- 資本金等の額
- 企業全体の売上(収入)金額
- 費用総額及び主な費用項目
- 主な事業の内容
- 事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額 などをご回答していただきます。

一部の大規模な企業等では、企業全体の事業別費用の内訳、  
企業傘下の事業所の売上(収入)金額などについてもご回答していただきます。

### 2 製造業事業所調査

- 経営組織
- 資本金額又は出資金額
- 事業所の従業者数
- 人件費及び人材派遣会社への支払額
- 原材料使用額
- 燃料使用額
- 電力使用額
- 委託生産費
- 有形固定資産
- 製造品出荷額
- 在庫額
- 工業用地及び工業用水 などをご回答していただきます。

## 調査の期日

6月1日現在で実施します。



## 調査の方法

### インターネットでご回答をお願いします。

○インターネット回答用のID等の調査書類を5月から順次郵送します。

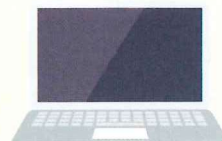
○ぜひ、便利なインターネット回答をご活用ください。

インターネットでご回答いただいた情報は、  
厳重なセキュリティで保護されるため、安心してご回答いただけます。

○ご希望により郵送でご回答いただくこともできます。

○調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

ご活用ください



## 結果の公表時期

調査実施の年度末からホームページにて順次公表予定です。

以下からご覧いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/index.html>



## 「事業所・企業照会」の実施について

本年（2025年）は統計法第27条に基づく「事業所・企業照会」を「経済構造実態調査」と同時一体的に実施します。対象となる場合は、併せてご回答をよろしくをお願いします。

「事業所・企業照会」について、詳しくは以下のURLからご確認ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kiso-top/index.html>

## 来年（2026年）は「経済センサス-活動調査」にご回答ください

来年（2026年）は5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の年であるため、「経済構造実態調査」は実施しません。

「経済センサス-活動調査」は全ての企業・事業所を対象としているほか、「経済構造実態調査」の項目<sup>(※)</sup>で使用している分類区分から変更を予定しているものがあるなど、異なる点があります。

(※) 企業全体の事業活動、生産物の種類、製造品出荷額、在庫額等

来年の「経済センサス-活動調査」に向けて、5月中旬頃に以下のURLに対応表を掲載しますので、参考にしてください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index.html>

経済構造実態調査のホームページ

経済構造実態調査

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

